



すすきの地区感染防止対策協力支援金 申請要項

申請については、

**「すすきの地区(※1)で接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等(※2)」
の施設を管理する事業者が対象**です。

※1 南3条から南8条までの西2丁目から西6丁目までの区域とします。

※2 従来から22時以降に営業を行っている施設を対象とします。

対象施設	接待を伴う飲食店 (キャバレー、ホストクラブ等)	酒類提供を行うカラオケ店
	酒類提供を行う飲食店 (バー、ナイトクラブ等)	酒類提供を行う料理店・食堂等 (居酒屋、ラーメン店、そば屋等)
要請内容	【営業時間を短縮】 営業時間は 5時から22時まで	【酒類提供時間を短縮】 酒類提供時間は 5時から22時まで
	新北海道スタイルに基づく対策の徹底	
支援金	1施設(店舗)あたり 20万円	

札幌市への申請概要

【対象施設】

すすきの地区(※1)で接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等(※2)

※1 南3条から南8条までの西2丁目から西6丁目までの区域とします。

※2 従来から22時以降に営業を行っている施設を対象とします。

【受付期間】

令和2年12月1日(火)から令和3年1月8日(金)【消印有効】まで

【申請書類の郵送先】※感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けいたしません。

〒060-8792

すすきの地区感染防止対策協力支援金 事務局

※ 申請書類等は以下よりダウンロードすることが可能です。

札幌市公式ホームページ

(URL) https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html

【問い合わせ先】(すすきの地区感染防止対策専用ダイヤル)

11月18日(水)から電話番号を変更しております。

【旧番号】011-211-2605 ⇒ 【新番号】0570-200-105

※ 以前の番号はつながりませんので、ご注意ください。

(受付時間) 午前8時45分から午後5時15分まで(土・日・祝日も開設)

支援金の対象となるすすきの地区（※）の 「接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等」

※南3条から南8条までの西2丁目から西6丁目までの区域とします。

注意

支援金の支給を受けるには、北海道スタイルに基づく対策の徹底など、「Ⅱ 申請要件（P2）」に記載された要件を満たしている必要があります。

接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等） 酒類提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）

22時から翌朝5時までの間（一部の時間を含む。）に営業していた接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店ですか？

いいえ

はい

11月11日（水）から11月27日（金）の期間、22時から翌5時までの間に営業をしませんでしたか？

いいえ

はい

【支援金の対象外】

- （例1）従来から営業は21時まで
- （例2）営業時間を短縮したが22時以降も営業した

【支援金の対象】

- （例1）営業時間を短縮し、22時までに営業を終了した
- （例2）終日休業した

酒類提供を行うカラオケ店 酒類提供を行う料理店・食堂等（居酒屋、ラーメン店、そば屋等）

22時から翌朝5時までの間（一部の時間を含む。）に営業していた酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等ですか？

いいえ

はい

11月11日（水）から11月27日（金）の期間、22時から翌5時までの間に酒類の提供をしませんでしたか？

いいえ

はい

【支援金の対象外】

- （例1）従来から酒類提供は21時まで
- （例2）酒類提供時間を短縮したが22時以降も酒類を提供した

【支援金の対象】

- （例1）酒類提供時間を短縮し、22時までに酒類提供を終了した
- （例2）酒類提供を終日行わなかった
- （例3）営業時間を短縮し、22時までに営業を終了した

札幌市への申請

I 支援金の概要

1 給付の考え方

札幌市では、すすきの地区（南3条から南8条までの西2丁目から西6丁目までの区域。以下同じ。）で接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店等のうち、営業時間の短縮や酒類の提供時間の短縮により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に御協力いただける事業者を対象に支援金を給付いたします。

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

1 札幌市内を対象施設を管理する法人又は個人の事業者

※すすきの地区に対象施設があれば、市外に本社がある事業者であっても支給対象となります。

※複数の施設を管理している事業者は、取組を行った施設分を一括して申請してください。この場合、申請いただいた施設数に基づいて支給金額を計算いたします。

2 令和2年11月10日(火)時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、従来から22時以降に営業を行っている施設を管理している事業者

※複数の個人事業者が1つの施設を管理しているような場合、代表者のみが対象となります。

3 令和2年11月11日(水)から令和2年11月27日(金)までの全ての期間において、下記の感染症防止対策に取り組むこと。

(1) 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、酒類提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）

① 北海道の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に営業時間を短縮（終日休業を含む）すること。

② 新北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。

(2) 上記(1)に該当しない酒類提供を行うカラオケ店、酒類提供を行う料理店・食堂等（居酒屋、ラーメン店、そば屋等）

① 北海道の要請に応じ、朝5時から夜22時までの間に酒類の提供時間を短縮（時間短縮営業や終日酒類を提供しない場合を含む）すること。

② 新北海道スタイルに基づく対策を徹底していること。

※ 詳しくは市ホームページに掲載の「対象施設の詳細」を参照してください。

（URL）https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html

4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 札幌市公式ホームページ

(URL) https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/susukino_yosei.html

※申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 札幌市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

2 申請書類の提出

「申請書類について（P5）」に記載の申請書類を提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

3 申請受付期間及び受付方法

令和2年12月1日（火）から令和3年1月8日（金）まで

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※1月8日（金）の消印有効です。

【郵送先】

〒060-8792

すすきの地区感染防止対策協力支援金 事務局

※切手を貼付、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

※感染症の拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

4 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容確認をさせていただきますことがあります。

5 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関して御連絡いたします。

IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、札幌市は、本支援金の支給決定を取り消します。すでに支給済みの場合、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 支給事務の円滑・確実な実行を図るため、札幌市は、令和2年11月11日（水）から令和2年11月27日（金）までの間、必要に応じて、対象施設を巡回することがあります。
- 3 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所等）に提供する場合があります。

申請書類について

- 1 札幌市「すすきの地区感染防止対策協力支援金」申請書（様式1）
必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。
- 2 営業の実態が確認できるもの
 - 【法人の場合】
直近の税務申告書の写し（「別表一」の控え。電子申告の場合は、「別表一」と電子申告の受信通知）
 - 【個人の場合】
確定申告書の写し（「第一表」。電子申告の場合は、「第一表」と電子申告の受信通知。個人番号を塗りつぶしたもの）

上記の書類がない場合は、次のいずれかの書類を提出して下さい。
※創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写し
※必要に応じて、施設の賃貸借契約書（施設を借りて運営している場合）の写しなど、営業実態が分かる資料を求めることがあります。
- 3 飲食店等の営業に必要な許可を取得していること等が分かるもの（申請を行う施設分）
 - 法令等が求める飲食店営業に必要な許可を取得していることが分かる書類（飲食店営業許可等の写し）
- 4 業種・業態が確認できるもの（申請を行う施設分。次のいずれかのもの）
 - 施設の宣伝チラシ、ホームページ又は広告の写し、外観（社名や店舗名入り）や内景及び酒類を提供していることが分かる写真など
- 5 休業・営業時間の短縮などが分かるもの（申請を行う施設分）
 - 休業、営業時間の短縮、酒類提供時間短縮等の変更が分かる書類
例）対象期間中に上記取組を行ったことが分かる施設での告知チラシ（掲示物）やメニューと一緒に写った施設の写真、自社のホームページ、DMの写しなど
※必要に応じて掲示用ポスター（別紙1）を使用してください。
- 6 新北海道スタイルに基づく対策が徹底されていることが分かるもの（申請を行う施設分）
 - 新北海道スタイルに基づく感染拡大防止策への取組内容が確認できる書類等
例）施設に「新北海道スタイル安心宣言」や「北海道コロナ通知システム」のQRコードが掲示されている写真など
※必要に応じて新北海道スタイル安心宣言（別紙2）を使用してください。

7 誓約書（様式2）

記入例を参考に、必ず自署してください。

8 通帳の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し

9 本人確認書類の写し（個人のみ）

運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し

※現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しをお願いします。

※提出書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。